

2022年9月27日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

**「不正利用による被害に対する補償方針」制定に関するお知らせ**

いつもプロミスをご利用いただき、ありがとうございます。

お客さま等が不正利用の被害に遭われた際の補償について、新たに「不正利用による被害に対する補償方針」を制定し、お客さま等から不正利用の申出があった場合には、プロミスは本補償方針にもとづき対応いたします。

なお、本補償方針の適用開始日は2022年10月3日とします。

補償方針の内容につきましては、次頁以降をご参照ください。



ご相談・ご質問はプロミスコールへ

**0120-24-0365**

(受付時間:平日9:00~18:00)

## 不正利用による被害に対する補償方針

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社(以下、「当社」といいます。)は、この不正利用による被害に対する補償方針(以下、「本補償方針」といいます。)を定め、これにより、当社の提供するサービスに関する不正利用に対する免責にかかる制度(以下、「本免責制度」といいます。)を運用するものとします。本免責制度の利用に関する一切の条件については、本補償方針によるものとします。

なお、本補償方針における用語は、別段の定めがない限り、プロミスカード会員規約、Web-IDサービス利用特約、その他適用のある当社の規約に定めるところによります。

### 第1条(本免責制度の利用申込みの成立)

不正利用の被害を受けたお客様およびお客様以外の被害者(以下、これらの者を総称して「お客様等」といいます。)は、本補償方針の内容を十分に理解し、本免責制度の利用を申し込むものとします。

### 第2条(本免責制度)

1. 当社は、お客様等から不正利用の申出があった場合、不正利用の内容、当社による調査の結果その他一切の事情を考慮のうえ、当該申出がなされた日から遡って60日以降の不正利用に関し、お客様等に債務の全部または一部の支払または損害賠償の全部または一部を請求しないものとします。ただし、お客様等の故意または重大な過失に起因する不正利用である場合は、この限りではありません。

(故意または重大な過失に該当する可能性のある具体例)

- ・お客様等が、プロミスカード、カード暗証番号および会員サービスログイン ID 等の取り扱いに関して、善良なる管理者の注意をもって管理する義務を怠った場合。
- ・銀行口座情報、本人確認書類等について、お客様等に管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がある場合。
- ・お客様等の家族、近親者、同居人、お客様等の委託を受けて身の回りの世話をする者その他のお客様等の関係者が行った不正利用である場合。
- ・お客様等の申出内容の全部または一部が虚偽である場合またはその疑いがある場合

2. お客様等は、第1項の申出をするにあたっては、以下の対応を行っていただきます。対応いただけない場合、免責できないことがあります。
  - (1) お客様等が不正利用による損害の発生を認識した日から30日以内に当社および警察署に申告すること。
  - (2) 当社が不正利用に関する書類、情報その他これに準ずるもの(当社がお客様等に対し警察署への被害届出の提出を求めた場合は、これに関する情報も含まれます。)の提出を求めた場合は、30日以内にこれに応じること。
  - (3) 当社が不正利用者の特定、損害の調査その他不正利用に関する事実の解明および被害の拡大防止のために必要な事項について協力を求めた場合は、これに応じること。
3. 当社は、本条にもとづきお客様等に対する請求をしないことを決定した場合、お客様等に対してその旨を通知するよう努めます。
4. 当社が本条にもとづきお客様等に対する請求をしない場合、お客様等は、不正利用に関する権利の一切を当社に譲渡していただくものとします。

### 第3条(お客様等の情報の取扱い)

1. 当社は、お客様等の個人情報および本免責制度のご利用にかかる情報(以下、「お客様等情報」といいます。)の取扱いについて、別途当社で定める個人情報保護方針において公表します。

※当社の個人情報保護方針は、当社のホームページ(<https://cyber.promise.co.jp/>)にて公表しています。
2. 当社は、前項に定める他、お客様等情報を本免責制度の利用条件を確認する目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。
3. 当社は、お客様等が利用条件を満たしていることの確認を行うため、お客様等情報を次に掲げる第三者に提供することがあります。
  - (1) 監督当局および貸金業協会
  - (2) 警察署その他の捜査機関
  - (3) 銀行その他の金融機関
4. お客様等は、当社が前項各号に掲げる者からお客様等に係る個人情報その他の情報について提供を受ける場合があることについて、あらかじめ承諾するものとします。

### 第4条(本補償方針の変更等)

当社は、社会情勢、法令の改廃、政府機関の規制若しくは命令等またはプロミスカード会員規約にもとづき提供する各種サービスの提供終了等、合

理的な事由により本補償方針の変更、中断又は廃止(以下、「変更等」といいます。)が必要になった場合は、事前に変更等の内容および変更等の効力発生日を当社のウェブサイトにて公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表の上、変更を行います。

#### **第5条(権利の譲渡等)**

お客様等は、本補償方針にもとづき当社に対して有する権利または当社に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできないものとします。

#### **第6条(反社会的勢力の排除)**

1. お客様等は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
  - (2) お客様等が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) お客様等が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) お客様等が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様等は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

**第7条(準拠法)**

本補償方針の成立、効力、履行および解釈については、日本法が適用されるものとします。

**第8条(合意管轄)**

お客様等と当社との間で本免責制度または本補償方針に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則

本補償方針は、2022年10月3日から実施します。

以上